

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成30年04月01日	平成30年度京都市京北地域スクールバス運行管理等業務委託料	19,350,000	教育委員会事務局総務部調査課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成30年04月01日	(雑誌)内外教育(小学校,平成30年度分)	5,080,320	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	株式会社時事通信社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成30年04月01日	京都市立中学校校内LAN用コンピュータ等保守管理業務委託(京都市立加茂川中学校他計18校及び学校事務支援室)	11,196,846	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	株式会社内田洋行ITソリューションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成30年04月01日	平成24年度導入 小学校校内ネットワークコンピュータ等保守管理業務委託(京都市立元町小学校他計37校)	25,805,736	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	日興通信株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成30年04月01日	平成30年度 教職員人給庶務事務システム保守・運用支援業務	76,353,710	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	平成30年度 教職員人事給与,庶務事務システム保守管理委託業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
006	平成30年07月17日	新定時制単独高等学校施設整備工事ただし,電気設備切回し工事	2,660,040	教育委員会事務局総務部教育環境整備室	電気設備設計施工メティオ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
007	平成30年07月24日	学校施設等におけるブロック塀等の緊急点検調査業務委託	23,716,800	教育委員会事務局総務部教育環境整備室	一般社団法人京都府建築士事務所協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
008	平成30年07月25日	学校施設等におけるブロック塀等の緊急点検調査業務委託	8,175,600	教育委員会事務局総務部教育環境整備室	ワークエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
009	平成30年07月31日	楽只小学校境界明示及び地積更正登記業務委託	3,281,040	教育委員会事務局総務部教育環境整備室	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	平成30年04月01日	平成30年度 京都市小中一貫学習支援プログラム	予定総額 196,749,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	東京書籍株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	平成30年04月01日	京都市立呉竹総合支援学校スクールバス運行業務委託	11,347,356	教育委員会事務局指導部総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	平成30年04月01日	平成30年度障害のある市民の成人講座について	8,628,870	教育委員会事務局指導部総合育成支援課	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	平成30年04月01日	平成30年度京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の施設利用等業務委託	26,313,000	教育委員会事務局指導部生徒指導課	奥志摩青少年野外活動振興会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成30年04月01日	平成30年度万華鏡の保守・管理・展示及び万華鏡を活用した生涯学習振興事業等に係る業務委託	15,726,960	教育委員会事務局指導部生徒指導課	特定非営利活動法人京都万華鏡こう房	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015	平成30年07月01日	平成30年度「SNS等を活用した相談体制モデル事業」に係る相談業務等委託	9,633,600	教育委員会事務局指導部生徒指導課	ピットクルー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	平成30年04月01日	学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託	6,784,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	平成30年04月01日	平成30年度京都市立学校(園)の飲料水,プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量,教室等の空気検査実施委託	9,681,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校薬剤師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年04月01日	平成30年度京都市立学校児童・生徒の心臓検診の実施委託	予定総額 41,461,587	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成30年04月01日	平成30年度学校給食業務に係る委託契約	23,950,000	教育委員会事務局体育健康教育室	公益財団法人京都市学校給食協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年04月01日	京都市立市原野小学校給食調理業務委託	38,283,840	教育委員会事務局体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年04月01日	京都市立桂坂小学校給食調理業務委託	62,208,000	教育委員会事務局体育健康教育室	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	平成30年04月01日	京都市立羽東師小学校給食調理業務委託	68,260,320	教育委員会事務局体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成30年04月01日	京都市立中学校給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	予定総額 145,828,008	教育委員会事務局体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成30年04月01日	京都市立中学校給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	予定総額 144,813,240	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年04月01日	京都市立中学校(小中学校の後期課程含む)給食校外調理等業務委託(第3ブロック)	予定総額 203,636,550	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	79,022,000	教育委員会事務局体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成30年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	75,564,000	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成30年04月20日	国際博物館会議(ICOM)京都大会プレイベント「京都謎解きミュージアム巡り」企画・制作・運営等業務委託	8,000,000	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進担当	DAS株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
029 平成30年06月12日	京都市内博物館ガイドブック「京都ミュージアム探訪」(日本語版・英語版)の改訂版発行・販売及びwebサイトの作成・配信業務等委託	12,961,000	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進担当	「京都市内博物館ガイドブック『京都ミュージアム探訪』(日本語版・英語版)改訂版発行・販売及びwebサイトの作成・配信業務等における事業」運営業務共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030 平成30年08月31日	平成30年度歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定業務委託	予定総額 8,502,840	教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当	京都電子計算株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031 平成30年06月13日	歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック(13版)の購入	6,480,000	教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当	京都新聞企画事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
032 平成30年04月01日	京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等に関する委託	(当初) 1,552,408,000 (変更後) 1,553,408,000	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当	公益財団法人京都市生涯学習振興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033 平成30年04月01日	醍醐中央図書館設備等管理委託	5,417,280	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当	株式会社長谷工コミュニティ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034 平成30年04月01日	平成30年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務	35,100,688	教育委員会花背山の家	株式会社花背山の家協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市京北地域スクールバス運行管理等業務委託料
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
契約締結日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）
19,350,000円
- 7 契約内容
 - ・京北地域各小学校児童の登下校のためのスクールバス運行管理業務
 - ・各小学校及び周山中学校の校外学習及びクラブ活動等における運行
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、地域交通機関である京北ふるさとバスを運行している。スクールバスと京北ふるさとバスは一体的に運行しており、当該法人が唯一の委託先である。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（雑誌）内外教育（小学校，平成30年度分）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区銀座5-15-8
株式会社時事通信社
- 6 契約金額（税込み）
5,080,320円
- 7 契約内容
冊子「内外教育」の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
図書購読のため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該業者のみ供給可能なため（当該業者発行の冊子のため）
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校校内LAN用コンピュータ等保守管理業務委託
(京都市立加茂川中学校他計18校及び学校事務支援室)
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地京都エクセルヒューマンビル
株式会社内田洋行ITソリューションズ
- 6 契約金額(税込み)
11,196,846円
- 7 契約内容
京都市立中学校校内LAN用コンピュータ等(京都市立加茂川中学校他計18校及び学校事務支援室)の保守管理業務委託
- 8 随意契約の理由
本件委託業務の履行にあたっては、対象機器の故障やネットワークに不具合が生じた場合、各学校の教育活動に支障をきたすことがないように迅速かつ適切に対応することが求められる。そのためには、各学校で異なる施設及び使用環境に対応して設定された機器及びネットワークとの接続など細部にわたる膨大な情報を的確に把握することが不可欠である。また、機器導入時に業者独自の技術を用いて設定された内容については他業者への引継ぎが極めて困難であり、機器導入時に設定作業を行った業者以外に業務委託を行う場合、業務遂行に必要な情報を把握するために相当の期間や負担が生じる可能性がある。
上記の理由により、機器導入時に設定作業を行った業者以外では業務の遂行が困難なため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成24年度導入 小学校校内ネットワークコンピュータ等保守管理業務委託（京都市立元町小学校他計37校）

2 担当所属名

教育委員会事務局総務部学校事務支援室

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日～平成31年2月28日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338京都四条河原町ビル3F
日興通信株式会社 京都支社

6 契約金額（税込み）

25,805,736円

7 契約内容

平成24年度導入 小学校校内ネットワークコンピュータ等の保守管理業務委託

8 随意契約の理由

本件委託業務の履行にあたっては、対象機器の故障やネットワークに不具合が生じた場合、各学校の教育活動に支障をきたすことがないように迅速かつ適切に対応することが求められる。そのためには、各学校で異なる施設及び使用環境に対応して設定された機器及びネットワークとの接続など細部にわたる膨大な情報を的確に把握することが不可欠である。

また、機器導入時に業者独自の技術を用いて設定された内容については他業者への引継ぎが極めて困難であり、機器導入時に設定作業を行った業者以外に業務委託を行う場合、業務遂行に必要な情報を把握するために相当の期間や負担が生じる可能性がある。

上記の理由により、機器導入時に設定作業を行った業者以外では業務の遂行が困難なため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度 教職員人給庶務事務システム保守・運用支援業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
平成30年度 教職員人事給与、庶務事務システム保守管理委託業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
76,353,710円
- 7 契約内容
教職員の人事、サービス管理、給与管理を行うシステムの保守管理
- 8 随意契約の理由
京都府から教職員給与費が移譲を契機に、教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）を構築し、平成29年4月から教育委員会学校事務支援室、教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員約10,000名の人事・給与支給を行っている。人事・給与事務の性格上、処理を遅滞なくかつ正確に実施する必要があるが、本システムの導入にあたっては、日本電気株式会社が開発したことから、ハードウェアのみならずソフトウェアについてもその性質を熟知し、初期データの移行及び本格稼働までの保守についても日本電気株式会社が実施してきた。
本システムに障害が発生した際のシステム保守のためには、プログラム修正を伴う保守の必要があるが本システムに関する専門的な技術、知識及びノウハウ等は同社のみが保有している。
また市データセンターに、システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し、既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続の上運用しているが、本システムを構成する人事、給与、庶務の各業務システムの稼働に必要な、ハードウェアの性能管理、ソフトウェア製品の構成管理において、日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと、本システムの設定情報などについても熟知している必要があり、同社以外に履行できない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新定時制単独高等学校施設整備工事ただし、電気設備切回し工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部教育環境整備室
- 3 契約締結日
平成30年7月17日
- 4 履行期間
着工命令の日から2箇月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫竹西高縄町51番地
電気設備設計施工メティオ
- 6 契約金額（税込み）
2,660,040円
- 7 契約内容
新定時制単独高等学校施設整備工事に係る電気設備の切回し及び発生材の処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札が不成立となったため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件は一般競争入札により請負業者を募集したところ、全ての入札が無効であるため不成立となった。見積合わせ（オープンカウンター方式）を実施した結果、3社の応募がありそのうち見積金額が予定価格の範囲内かつ最も低い価格であった電気設備設計施工メティオと契約を締結した。
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	2,117,399	
計			2,117,399	
共通費				
共通仮設費	1	式	47,917	
現場管理費	1	式	462,107	
一般管理費等	1	式	452,577	
計			962,601	
工事価格	1	式	3,080,000	
消費税等相当額	1	式	246,400	消費税率 8 %
工事費	1	式	3,326,400	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備工事	1	式	2,117,399	
計			2,117,399	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備切戻し工事	1	式	2,320,280	
発生材処理	1	式	▲202,881	
計			2,117,399	

電気設備工事 科目別内訳

電気設備切回し工事							
名	称	数	量	単	位	金 額	
						備 考	
電気設備切回し工事		1		式		2,320,280	
	計					2,320,280	

電気設備工事 科目別内訳

発生材処理							
名	称	数	量	単	位	金 額	
						備 考	
発生材処理		1		式		▲202,881	
	計					▲202,881	

電気設備工事 中科目別内訳

電気設備切回し工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電気設備切回し工事	屋外電気設備切回し	1	式	2,190,170	
電気設備切回し工事	1号校舎弱電設備切回し	1	式	130,110	
計				2,320,280	

電気設備工事 中科目別内訳

発生材処理					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
発生材処理	発生材処理	1	式	▲202,881	
計				▲202,881	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
学校施設等におけるブロック塀等の緊急点検調査業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部教育環境整備室
- 3 契約締結日
平成30年7月24日
- 4 履行期間
平成30年7月30日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区釜座通樺木町上る東裏辻町417大和ビル内
一般社団法人京都府建築士事務所協会
- 6 契約金額（税込み）
23,716,800円
- 7 契約内容
学校施設等におけるブロック塀等の緊急点検調査業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本年6月18日に発生した大阪府北部地震を受け、ブロック塀等の安全性が社会問題化する中で、早急に安全対策を講じるために調査業務を委託したものである。
一般社団法人京都府建築士事務所協会は、専門性はもとより、調査期間が限られた状況で多くの施設の調査を実施できる人員確保が可能な団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
学校施設等におけるブロック塀等の緊急点検調査業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部教育環境整備室
- 3 契約締結日
平成30年7月25日
- 4 履行期間
平成30年7月30日から平成30年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町610番地森ビル2階
ワークエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,175,600円
- 7 契約内容
学校施設等におけるブロック塀等の緊急点検調査業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本年6月18日に発生した大阪府北部地震を受け、ブロック塀等の安全性が社会問題化する中で、早急に安全対策を講じるために調査業務を委託したものである。
ワークエンジニアリング株式会社は、専門性はもとより、調査期間が限られた状況で多くの施設の調査を実施できる人員確保が可能な業者であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
楽只小学校境界明示及び地積更正登記業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部教育環境整備室
- 3 契約締結日
平成30年7月31日
- 4 履行期間
平成30年7月31日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
3, 281, 040円
- 7 契約内容
楽只小学校の境界明示及び地積更正登記に必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法（第63条他）に設立が規定され、官公署等の依頼を受けて、土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続き又はこれに係る審査請求の手続を行うことをその業務とする公益法人であり、市として依頼できる唯一の法人であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度 京都市小中一貫学習支援プログラム
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目4番10号
東京書籍株式会社
- 6 契約金額（税込み）
予定総額196,749,000円
- 7 契約内容
京都市立小学校・小中学校前期課程3～6年生及び京都市立中学校・小中学校後期課程1～3年生を対象に、確かな学力の定着・向上を図るため、学力検査や予習・復習教材を組み合わせた「京都市小中一貫学習支援プログラム」の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者のこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにて業務実施体制やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
京都市立呉竹総合支援学校スクールバス運行業務委託

2 担当所属名
教育委員会指導部総合育成支援課

3 契約締結日
平成30年4月1日

4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽北花名町1-1
エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額（税込み）
11,347,356円

7 契約内容

呉竹総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登下校を確保するためのスクールバスの運行業務委託である。スクールバスには運転手及び1名以上の乗務員の添乗を義務付け、歩行困難な児童生徒の介助や、重度障害のある児童生徒の安全の確保等、高い専門性を必要とする業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

平成28年度から平成30年度分まで、総合支援学校全体のスクールバス運行業務委託の相手方は、入札の結果、エムケイ観光バス株式会社に決定している。平成29年度に呉竹総合支援学校のスクールバスが1台増車したことに伴い、今回の随契契約を締結することになった。

追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績の他に以下の条件を満たす業者を選定する必要がある。

まず、スクールバスの安全、確実な運行を行うためには、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件である。

全体契約で各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、呉竹総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する1台も含めてスクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。

全体契約では学校ごとに現場責任者を選任するよう求めているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、呉竹総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る1台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

こうした条件を満たす業者は、エムケイ観光株式会社1社に特定されるため、契約相手として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度障害のある市民の成人講座について
- 2 担当所属名
教育委員会指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地 京都ライトハウス内
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
8,628,870円
- 7 契約内容
視覚障害者成人社会教育事業（社会復帰及び社会適応性の向上）
 - 1 成人を対象とした講座
 - 2 指導者研修会
 - 3 女性を対象とした講座
 - 4 青年を対象とした講座
 - 5 コミュニケーション援助を目的とした講座
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

視覚に障害のある市民の生涯学習機能の拡充を図ることを目的として開設する成人講座においては、障害特性を理解し、点字指導、パソコン講座を中心とした学習指導に関する知識と経験を備えた研究者・指導者が多数必要である。また、基礎的知識、技術、態度を養う継続的な学習や、婦人学級等のクラブ活動を通して、余暇の活用、趣味の拡充を図ることにより、社会的・職業的自立、地域コミュニティづくりの促進をより確かなものとするのに適した施設環境が必要である。

このような事業を実施するにあたり、長年にわたり、成人学級、指導者研修等を実施するとともに、地域に根ざした講演会、クラブ活動等の事業を全市的に実施でき、上記のような指導者としての資質を備えた会員で構成されている京都府視覚障害者協会は、事業実施が可能な唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の施設利用等業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
三重県志摩市大王町船越231番地
奥志摩青少年野外活動振興会
- 6 契約金額（税込み）
26,313,000円
- 7 契約内容
京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の施設利用に関する業務や、施設の保守整備に関する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設は本市から遠隔の地にあるため、現地所在の団体に委託する必要がある。本業務は、敷地内はもとより、近接の地を含めた自然環境を熟知したインストラクターによる野外教育活動を実施するとともに、施設の運営に必要な物資の調達や利用者の安全管理を図ることが必要である。これらを実現できる唯一の団体が奥志摩青少年野外活動振興会である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度万華鏡の保守・管理・展示及び万華鏡を活用した生涯学習振興事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
(変更前) 京都市中京区西洞院三条下がる柳水町70番地 パラシオ西洞院402
(変更後) 京都市中京区東洞院通三条上る曇華院前町449番地 カーサロータス303
特定非営利活動法人 京都万華鏡こう房
- 6 契約金額(税込み)
15,726,960円
- 7 契約内容
万華鏡の保守・管理・展示及び万華鏡を活用した生涯学習振興事業に係る業務委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
教育相談総合センターでは、貴重な万華鏡を多数所蔵しており、施設の一部を活用して展示等を行うことにより、来館者や地域の方の癒しの場として機能している。
万華鏡を手にする展示方式のため、当該万華鏡に対する知識、繊細な工芸品としての保守管理に際しては、高度で専門的な知識や実績等が必要である。また、展示から10年が経過し、万華鏡自体の社会的認知度の向上についても取組を進めていく必要がある。
一方、当該施設ではカウンセリング業務を実施し、不登校を経験した生徒の学びの場である洛風中学校の生徒や「ふれあいの杜」の通級生が通う場でもあり、事業の展開に当たっては、様々な面での配慮が求められる。
さらには、万華鏡を活用した市民の生涯学習振興、文化発信の拠点として、初音学区や姉小路界隈の諸地域と連携したまちづくりに貢献する必要がある。
こうした公共性、公益性が求められる業務において、民間事業者のノウハウを活かした効率的な事業展開を行うことを目的として、一般競争入札ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約のうち、公募型プロポーザル方式を採用の上、選定を実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルによる業務受託候補者の選定を行った結果、特定非営利活動法人 京都万華鏡こう房が受託業者として最適であると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「SNS等を活用した相談体制モデル事業」に係る相談業務等委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日
平成30年7月1日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区岩本町2丁目4番1号
ピットクルー株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,633,600円
- 7 契約内容
SNS等による相談への対応及びそれに付帯する業務等、「SNS等を活用した相談体制モデル事業」に係る業務委託
- 8 随意契約の理由
京都市では、学校現場でのきめ細かな見取りはもとより、対面相談や電話相談等の窓口においても、不登校やいじめ等の様々な相談に応じてきた。しかしながら子どものコミュニケーションツールとしてSNSが利用される機会が近年、増加していることを踏まえ、SNSを通じて様々な悩みを発信する子どもが適切な相談窓口にアクセスできる取組が求められている現状があるとの認識に立ち、これまで実施してきた相談窓口に加え、SNS等を活用した相談窓口を試行的に設置し、その効果や課題、相談窓口の拡充が教育相談体制に及ぼす影響についての検証を行うことを目的とし、事業を実施することとした。
こうした事業の実施及び検証において、民間事業者のノウハウを生かした効率的かつ柔軟な事業展開を行うため、一般競争入札ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約のうち、公募型プロポーザル方式を採用の上、選定を実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルによる業務受託候補者の選定を行った結果、ピットクルー株式会社が受託業者として最適であると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有済小学校内
京都市学校保健会
- 6 契約金額（税込み）
6,784,000円
- 7 契約内容
本市の学校保健の充実を図るため、学校保健関係者の研修及び学校保健に関する調査・研究等の事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施にあたっては、本市の学校保健についての十分な理解と、京都市立学校及び学校保健関係者と連携を図ることが不可欠である。
京都市学校保健会は、昭和40年1月に本市の学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする学校保健関係者によって設立され、以来、学校保健の充実・発展に関する各種事業や活動を実施するとともに、学校現場に対して専門的な立場から指針を示すなど、本市の学校保健の充実・発展に実績があり、市立学校及び学校保健関係者と連携を図りながら事業を実施できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「8 随意契約の理由」に同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成30年度京都市立学校（園）の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量、教室等の空気検査実施委託

2 担当所属名

教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区東大路通五条上る梅林町563
京都市学校薬剤師会

6 契約金額（税込み）

9,681,000円

7 契約内容

京都市立学校・幼稚園における学校保健安全法第5条及び第6条、同法施行規則第1条に規定された飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量、教室等の空気検査を実施すること。飲料水については、給水設備ごとに検査を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学校保健安全法第23条第2項により、学校には学校薬剤師を置くことが規定されている。同法施行規則第24条は、学校薬剤師の職務執行の準則として、学校における環境衛生検査に従事し、学校環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導や助言を行うこと等を規定している。

京都市立学校・幼稚園の学校薬剤師により構成される京都市学校薬剤師会は、こうした日常の職務により京都市立学校・幼稚園の環境衛生状態を熟知している唯一の団体であり、また、学校内の環境衛生は、児童生徒園児の感染症等と直結するため、学校幼稚園の環境衛生を熟知した相手方と緊密な連携をとりながら行う必要があるため、同団体と契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

「8 随意契約の理由」に同じ。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市立学校児童・生徒の心臓検診の実施委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）41,461,587円
- 7 契約内容
京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく心臓検診を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
小学校から高等学校の時期は、身体の成長発達に著しい変化の見られる時期であり、運動の量と質の急激な変化が心臓への負担に影響があると言われている。このため、児童・生徒の突然死を未然に防止するため心臓検診を実施しているが、検診の検査情報を速やかに一括管理・処理するとともに、心臓疾患児童・生徒の管理指導について、本人、保護者、学校関係者、学校医及び主治医との連携を密に図ることが重要である。京都府医師会は、こうした対応ができる唯一の機関であるため、同機関と契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「8 随意契約の理由」に同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度学校給食業務に係る委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極宮ノ東町7の2
公益財団法人京都市学校給食協会
- 6 契約金額（税込み）
23,950,000円
- 7 契約内容
学校給食事業
(1) 学校給食用副食物資の調達，斡旋
(2) 学校給食用副食物資に係る食品管理衛生
(3) 学校給食の奨励に必要な事業
- 8 随意契約の理由
公益財団法人京都市学校給食協会は，京都市立小学校の学校給食事業の運営を目的とした財団法人であり，1日約70,000食の小学校給食用副食物資の調達，斡旋が行える物資倉庫，保冷库等の施設・設備を有し，学校ごとに必要数量を計算し円滑に配送できる。
また，入札により，新鮮・衛生的・安全な学校給食用物資を安価で一括購入し，物資の検収等，食品を厳格に衛生管理できる体制を有するのは当協会のみのため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立市原野小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
38,283,840円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立桂坂小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滋賀県守山市梅田町2-1-1
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
62,208,000円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立羽東師小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
68,260,320円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区一乗寺向畑町8
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）145,828,008円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食は、児童・生徒の生命・健康に直結するものであり、食中毒等、衛生上の事故の発生は絶対に許されないことから、安全性、安定性を確保するため、「京都市立中学校給食調理委託業者登録審査委員会」において、「京都市立中学校給食調理委託業者登録審査基準」に基づき、給食業務を安全かつ衛生的に安定して履行する能力、施設・設備を有しているかを書類及び実地により事前審査し、全ての基準を満たした業者を有資格者として登録し、その登録業者の中から、価格の経済性を確保するため、業者間での見積合わせを経て契約を決定するため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
中学校給食調理委託業者として登録を受けている業者で見積合わせを実施した結果、デリカハウス(株)が、最低見積価格を提示したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）144,813,240円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食は、児童・生徒の生命・健康に直結するものであり、食中毒等、衛生上の事故の発生は絶対に許されないことから、安全性、安定性を確保するため、「京都市立中学校給食調理委託業者登録審査委員会」において、「京都市立中学校給食調理委託業者登録審査基準」に基づき、給食業務を安全かつ衛生的に安定して履行する能力、施設・設備を有しているかを書類及び実地により事前審査し、全ての基準を満たした業者を有資格者として登録し、その登録業者の中から、価格の経済性を確保するため、業者間での見積合わせを経て契約を決定するため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
中学校給食調理委託業者として登録を受けている業者で見積合わせを実施した結果、(株)ファーストフーズが、最低見積価格を提示したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校（小中学校の後期課程含む。以下同様）給食校外調理等業務委託（第3ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）203,636,550円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食は、児童・生徒の生命・健康に直結するものであり、食中毒等、衛生上の事故の発生は絶対に許されないことから、安全性、安定性を確保するため、「京都市立中学校給食調理委託業者登録審査委員会」において、「京都市立中学校給食調理委託業者登録審査基準」に基づき、給食業務を安全かつ衛生的に安定して履行する能力、施設・設備を有しているかを書類及び実地により事前審査し、全ての基準を満たした業者を有資格者として登録し、その登録業者の中から、価格の経済性を確保するため、業者間での見積合わせを経て契約を決定するため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
中学校給食調理委託業者として登録を受けている業者で見積合わせを実施した結果、(株)ファーストフーズが、最低見積価格を提示したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区一乗寺向畑町8
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
79,022,000円
- 7 契約内容
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
総合支援学校給食は、児童・生徒の生命・健康に直結するものであり、食中毒等、衛生上の事故の発生は絶対に許されないことから、安全性、安定性を確保するため、「京都市立総合支援学校給食調理委託業者登録審査委員会」において、「京都市立総合支援学校給食調理委託業者登録審査基準」に基づき、給食業務を安全かつ衛生的に安定して履行する能力、施設・設備を有しているかを書類及び実地審査により事前審査し、全ての基準を満たした業者を有資格者として登録し、その登録業者の中から、価格の経済性を確保するため、業者間での見積合わせを経て契約を決定するため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
総合支援学校給食調理委託業者として登録を受けている業者で見積合わせを実施した結果、デリカハウス(株)が、最低見積価格を提示したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
75,564,000円
- 7 契約内容
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
総合支援学校給食は、児童・生徒の生命・健康に直結するものであり、食中毒等、衛生上の事故の発生は絶対に許されないことから、安全性、安定性を確保するため、「京都市立総合支援学校給食調理委託業者登録審査委員会」において、「京都市立総合支援学校給食調理委託業者登録審査基準」に基づき、給食業務を安全かつ衛生的に安定して履行する能力、施設・設備を有しているかを書類及び実地審査により事前審査し、全ての基準を満たした業者を有資格者として登録し、その登録業者の中から、価格の経済性を確保するため、業者間での見積合わせを経て契約を決定するため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
総合支援学校給食調理委託業者として登録を受けている業者で見積合わせを実施した結果、(株)ファーストフーズが最低見積価格を提示したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

国際博物館会議（I COM）京都大会プレイベント「京都謎解きミュージアム巡り」企画・制作・運営等業務委託

2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進担当

3 契約締結日

（当初）平成30年4月20日

（変更後）平成30年4月24日

（変更後）平成30年7月 3日

4 履行期間

平成30年4月20日 ～ 平成31年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

神奈川県横浜市中区日本大通52番地 ロイヤーズビル6F
DAS株式会社

6 契約金額（税込み）

8,000,000円

7 契約内容

平成31年度に開催される「国際博物館会議（I COM）京都大会」のプレイベントとして、若年層を中心にこれまで博物館・美術館との接点が少なかった市民が、博物館・美術館に親しむきっかけとなることを目的としたイベント「京都謎解きミュージアム巡り」の企画・制作・運営等業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「京都謎解きミュージアム巡り」は、I COM京都大会をPRするとともに、市民等の関心を引き、博物館・美術館等施設に親しむきっかけになるイベントにする必要があることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないと考えられた。

そのため、イベントの企画・制作力に加え、十分な制作体制や日程で臨めるかどうか、印刷物等のデザイン力・製作力があるかどうか、広報の他、流通・販売も含めた運営管理を的確かつ計画的に行えるか等を審査するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約のうち、プロポーザル方式を採用し、得点が最も高い事業者を選定し、随意契約を行うこととした。

選定業者はプロポーザル方式による提案募集に応募してきた唯一の事業者であるとともに、審査委員が提案内容について評価し、総合的に審査した結果、業務を適切に遂行する能力があると判断したため、当該業務の委託契約先とした。

(変更理由)

本件委託事業の実施にあたり、事前に経費が必要なため、前金払いを行う旨に変更した。また、併せて契約の相手方の代表者表記について、見積書表記と統一した。

(変更理由)

本市及び契約の相手方両者による本件事業の「参加キット」販売条件についての協議が整ったことを受け、仕様書に参加キットの販売及び売上金の一部からの本市への納付について、項目を追記した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市内博物館ガイドブック「京都ミュージアム探訪」（日本語版・英語版）の改訂版発行・販売及びwebサイトの作成・配信業務等委託

2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進担当

3 契約締結日

平成30年6月12日

4 履行期間

平成30年6月12日 ～ 平成31年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「京都市内博物館ガイドブック『京都ミュージアム探訪』（日本語版・英語版）改訂版発行・販売及びwebサイトの作成・配信業務等における事業」運営業務共同事業体

京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地

京都新聞企画事業株式会社

6 契約金額（税込み）

12,961,000円

7 契約内容

京都市内博物館施設連絡協議会（以下「京博連」という。）に加盟している博物館施設を紹介する書籍である京都市内博物館ガイドブック「京都ミュージアム探訪」日本語版・英語版（前回発行版：平成25年3月10日）を、最新の情報へ更新するとともに、市民にとってより読みやすく、興味を引く内容とし、広く発信するため、改訂版の発行・販売及びwebサイトの作成・配信業務等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市内博物館ガイドブック「京都ミュージアム探訪」は、市民の関心を引き、博物館施設の情報を分かりやすく、読みやすい内容にする必要があることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないと考えられる。

そこで、実制作とほぼ同様の作業によって紙面及びwebサイトを制作し、企画力やレイアウト、工夫された配色等のデザイン力、webサイトの運営力に加え、十分な制作体制や日程で臨める編集作業能力を有するか、流通・販売計画を的確に行えるか、書籍の発行部数や書籍の単価設定は適切か等を審査するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約のうち、プロポーザル方式を採用し、得点が最も高い事業者を選定し、随意契約を行った。

選定業者はプロポーザル方式による提案募集に応募してきた唯一の事業者であるとともに、審査委員が提案内容について評価し、総合的に審査した結果、業務を適切に遂行する能力があると判断

したため、当該業務の委託契約先とした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当
- 3 契約締結日
平成30年8月31日
- 4 履行期間
平成30年8月31日から平成30年度業務完了日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町260番地
京都電子計算株式会社
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 8,502,840円
- 7 契約内容
平成30年度歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定に係るシステム構築や申込受付，問題冊子及び解答用紙の印刷・配送・回収・採点・評価，検定結果の通知・分析，検定料管理等
- 8 随意契約の理由
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定業務は，システム構築や申込受付，問題冊子及び解答用紙の印刷・配送・回収・採点・評価，検定結果の通知・分析に至るまでの一貫した検定処理業務や，有料受検者の検定料管理業務を行う必要がある。
これらの業務の効率的かつ円滑な実施が可能かどうかを総合的に判断するためには，価格以外の要素における競争（プロポーザル方式）によって契約の相手方を選定する必要があり，競争入札に適さないものであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定事業者は，平成26年に公募型プロポーザル方式による提案募集に応募してきた唯一の事業者であるとともに，本業務における業務履行の実績（平成18年度，20～29年度）があり，かつ提案書及び見積書等について内容を審査し，総合評価を行った結果，本業務を円滑かつ確実に実施・運用できると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（13版）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当
- 3 契約締結日
平成30年6月13日
- 4 履行期間
平成30年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川北入少将井町239
京都新聞企画事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,480,000円
- 7 契約内容
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（13版）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
時価（税抜価格926円）に比して著しく有利な価格（税抜価格500円）で契約を締結することができるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 7 号
- 10 契約の相手方の選定理由
業者が販売元であり、時価より有利な価格で購入が可能のため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等に関する委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日
（当初）平成30年4月1日
（変更後）平成30年8月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2
公益財団法人京都市生涯学習振興財団
- 6 契約金額（税込み）
（当初）1,552,408,000円
（変更後）1,553,408,000円
- 7 契約内容
京都市生涯学習総合センター（京都市生涯学習総合センター山科を含む。）、京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設の使用料に係る公金の徴収事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市では、生涯学習の拠点として、また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与する施設として、昭和56年に生涯学習総合センター（以下「アスニー」という。）及び中央図書館を開館した。
公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「財団」という。）は、この両施設において、産学官の連携により、京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、当時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施設運営」を実現し、さらに、それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団である。
財団の設立にあたっては、財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するため、千玄室氏（初代の財団理事長、現在の生涯学習センター所長）を呼びかけ人代表として、京都の各界各層に協力を要請し、約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」（現在の「京都市教育振興基金」）を創設しており、以後30年余にわたり、当初の目的に沿って、基金の運用収益を補助金として財団事業に充当してきている。

生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化研究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、120人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、30年以上にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業及び図書館事業は、当初の目的どおり、財団により、「高水準の生涯学習事業の推進」及び「豊かな市民生活の実現及び京都市の文化力向上を図る図書館事業の推進」を一層効率的に実施していく考えであり、「随意契約」により委託するものである。

(変更契約の理由)

「京都・パリ友情盟約締結60周年記念事業」の実施を追加することに伴う変更契約。事業内容は以下のとおり。

- ① 「パリのボヘミアンの悲恋物語～オペラ『ラ・ボエーム』セミステージ」
- ② 「講演」京の魅力再発見「パリ：歴史が織り重なる現代都市」

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

また、地方自治法施行令第158条第1項に規定する公金の徴収事務については、上記の事業と密接不可分であるため、同団体に委託する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
醍醐中央図書館設備等管理委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝2丁目6番1号 長谷工芝ニビル
株式会社長谷工コミュニティ
- 6 契約金額（税込み）
5,417,280円
- 7 契約内容
醍醐中央図書館の設備等管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

醍醐中央図書館を設置しているパセオ・ダイゴロー西館は、民間の各種専門店の店舗がある商業施設をはじめ、体育館、図書館、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、シルバー人材センター、児童館、郵便局など様々な公共施設を併せ持った他に例のない複合施設であり、(株)長谷工コミュニティが建物を建設した。

建物は、当初から設備管理、防火管理、セキュリティ等西館全体を一括集中管理する「防災センター」の設置を前提に建設されており、個々の施設に単独で管理する設備を備えていないため、閉館後（施錠・機械警備への切換後）の清掃業務や設備保守、緊急時による出入等はその都度防災センターの警備と密接に連動する。

上記のことを踏まえ、建物・設備等に熟知していることなどから、建物の大部分を占める共用部等については、京都醍醐センター(株)が(株)長谷工コミュニティと「防災センター」における設備・警備・清掃管理を一括で委託しており、図書館についても単体では専有部分の管理ができないため、防災センターの管理を委託されている(株)長谷工コミュニティと設備管理・清掃業務の委託契約を結ぶものとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務
- 2 担当所属名
教育委員会花背山の家事業課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊別所町399
株式会社花背山の家協会
- 6 契約金額（税込み）
35,100,688円
- 7 契約内容
京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務に関する委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
野外活動施設花背山の家は、その建設に当たり市会の付帯決議（昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議）を受けており、その趣旨（過疎対策・雇用創設）が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
清掃・宿直等業務を受託し得る団体のうち、主たる構成員が地元出身者である株式会社花背山の家協会が、市会の付帯決議を満たす唯一の団体であるため。
- 11 その他
＜参考＞昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議
野外教育センター「山の家」の建設調査にあたっては、京都市域内で過疎対策の効果をも合わせ得られる場所を選び、自然に楽しめる市内北部に建設するよう努力すべきである。